

令和4年第4回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和4年4月6日(水) 午前9時54分～午前10時30分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、
小泉 桂一委員、 岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、原田教育対策監、三枝教育総務課長補佐、岩佐社会教育課長
5. 議 事

(開会 午前9時54分)

島埜内教育長 只今から令和4年第4回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより黒木 知文委員を指名します。よろしく申し上げます。

黒木委員 はい。

島埜内教育長 日程第2 「会期の決定」です。お手元に配付のとおり、本日、4月6日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日4月6日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、既に原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和4年3月教育長執務」に基づき主なものについてのみご報告いたします。

前回の定例会が3月2日でありましたので、それ以降の執務についてご報告させていただきます。まず、3月3日ですが、保護司会、更生保護女性会の代表の方がお見えになりまして、小・中学校卒業生への記念品をいただきました。毎年いただいております。大変ありがたく感じております。

4日は、内申書の押印、第1回の臨時教育委員会を行っておりますが、いずれも人事に関するものでございます。

8日は、教育研究所の開所式を行っております。今年度も積極的に活動していただき、大きな成果をあげてくれました。

10日は、歴史講座の開講式がありました。こういった講座の参加者数は、県内でみても非常に多くて、今年度の参加者数は、先日合同開講式があったばかりですが、540名となっております。本町が開設している歴史講座、園芸教室、高鍋学園講座は、非

島埜内教育長 常に誇れる講座であると自負しております。

15日は、内示用内申書の手交を行っております。それから高鍋駅前モニュメント制作における神事に参加させていただきました。中国から運ばれてきた2tの石を使って、本町在住の彫刻家である田中等さんが制作を行っているところでございます。完成予定は秋ということでありまして、駅前ロータリーの築山に設置されるそうです。

16日は、東西中学校の卒業式でありました。コロナの影響で簡素化されておりましたが、いい卒業式であったと感じております。後ほど委員の皆様からも感想をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

19日は、柿原政一郎氏の3人のお孫さんたちから図書館への寄付金100万円をいただきました。柿原氏関係では、正幸会様から毎年古文書関係の寄付をいただいているのですが、今回は、図書館の庭の整備費用に充ててほしいということで、別建てで寄付をいただいたところでございます。大変ありがたく感じております。

23日ですが、委員の皆様方にもご出席いただきました総合教育会議が行われております。

24日は、東西小学校の卒業式でした。また後程ご感想をお聞かせください。

26日は県のスポーツ振興課の来訪を受けております。高鍋西中学校に新規採用教職員として配属された方が、ホッケーの宮崎県女子代表選手であるため、練習時間が確保できるよう配慮してほしいというお話でありました。

29日の町職員自主研究グループ報告会ですが、町の若手職員6名で構成されるグループが、スマートシティの実現に向けた自主的な研究に取り組んでおりまして、昨年度は、富山県にも視察に行くなどしております。非常に素晴らしい発表で、本町でもいろいろ活用できるのではないかと感じたところでした。

30日は、学校幹部職員の辞令交付式、31日は、役場退職者の辞令交付式が行われております。

それではここで、お一人ずつ、小・中学校の卒業式の感想をお願いしたいと思います。黒木委員いかがでしたでしょうか。

黒木委員 はい。私は、西中学校と西小学校の卒業式に出席させていただきました。非常にコンパクトな内容でしたが、いずれも素晴らしい卒業式であったと思います。

島埜内教育長 小泉委員、お願いします。

小泉委員 はい。西小学校は、コロナのために出席できなかった児童が5人いましたが、3月31日に校長室で卒業証書を手渡したということでありましたので、年度内に無事終わって良かったなと思いました。

島埜内教育長 ありがとうございます。四角目委員お願いします。

四角目委員 はい。私も西小・中学校の卒業式に出席させていただきました。先ほど黒木委員が申されたとおり非常に簡素化されておりましたが、非常に良かったと感じました。ただ、コロナのために卒業式に在校生がいないというのは・・・本当に大変だなと感じたところでした。

島埜内教育長

ありがとうございました。それでは岩崎委員お願いします。

岩崎委員

はい。私は、東小学校と東中学校の卒業式に出席させていただきました。東中は入退場含めて式の間もマスク着用で、卒業証書授与も代表者のみとやはり簡素化されていましたが、合唱コンクールの時の3年生の力強い歌声や事前に収録された校歌の映像が大型スクリーンに映し出されると、感極まって泣いている生徒さんがいて、その姿をみて私もこみあげてくるものがありました。Zoom配信などオンラインも最大限活用されて素晴らしい卒業式だったと思います。

東小学校の卒業式は、入退場と卒業証書授与の時にはマスクを着けていなかったのが子どもたちの晴れやかな表情がたくさん見られました。歌も2曲歌うことができ保護者の方々もとても喜んでましたし、とても心温まる式でした。

島埜内教育長

ありがとうございました。いろいろなことが制限されておりましたが、非常に厳粛にできたなと思いました。ただ来賓が、教育委員だけでありましたので、もう少し多くてもよいのではないかと思ったところでした。それから、先ほど述べていただいた感想の中にもありましたが、卒業証書授与の時くらいは、マスクを外して顔が見えた方がいいのではないかなと思いました。

入学式は、今回の卒業式と同様の規模となる見込みですが、今の3年生は、先輩たちの卒業式を全く見ておりませんので、今年度末の卒業式からまた元の姿に戻れたらいいなと感じております。

以上が3月の執務報告でございますが、委員の皆様方から何かご意見ご質問等はなかったでしょうか…。

何もないようですのでこれで報告を終わらせていただきます。

なお、4月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和4年4月 教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第5 議案第8号 「職員の人事発令について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長

(4月1日付け人事異動に伴う職員配置について説明)

島埜内教育長

只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということよろしいでしょうか。

委員

はい。

島埜内教育長

それでは、議案第8号「職員の人事発令について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし。

島埜内教育長

それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。

続いて、日程第6 議案第9号「会計年度任用職員の発令について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長

(会計年度任用職員名簿に基づき説明)

社会教育課長 (会計年度任用職員名簿に基づき説明)

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということよろしいでしょうか。

委員 はい。

島埜内教育長 それでは、議案第9号「会計年度任用職員の発令について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第7 議案第10号「主任等の発令について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

島埜内教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか・・・。

質疑はないようですので、承認に入ってよろしいでしょうか。それでは議案第10号「主任等の発令について」はご承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

島埜内教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。それでは次に日程第8 議案第11号「事務主任の発令について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

島埜内教育長 只今説明がありましたが、本案につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか・・・。

質疑はないようですので、承認に入ってよろしいでしょうか。それでは議案第11号「事務主任の発令について」はご承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

島埜内教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて日程第9 議案第12号「高鍋町教育支援センター設置要綱の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。それでは説明させていただきます。議案2枚目が制定理由となっておりますが、本案につきましては、3月の総合教育会議でもご説明させていただいたとおりでございます。既存の「高鍋町適応指導教室なでしこルーム」を「高鍋町教育支援センターなでしこルーム」に名称を変更し、開設時間を午後3時まで延長するなどして内容を充実させることとなりましたので、教育支援センターを運営するにあたり、必要となる事項について、別紙のとおり「設置要綱」としてまとめたところでございます。

議案の3枚目をご覧ください。

教育総務課長

第1条では、この要綱が、教育支援センター設置・運営について必要な事項を定める要綱であるということを規定しております。

第2条は、名称と所在地について規定しております。今までと変更はありません。

第3条は、センターが担う業務について規定しております。学校と連携して、基本的な学習及び生活習慣の習得、集団生活への適応及び学力補充の支援、学校復帰に向けた支援・指導などを行うこととしております。

第4条は、対象者について規定しております。第1号では、学校に在籍する不登校児童生徒等としております。第2号では、その他教育委員会が認める者と規定しておりますが、これは、例えば、私立中学校の生徒などについても通級の希望があれば認めるといったことを想定しております。

第5条は、利用時間について規定しております。今までの午前8時30分から正午までという時間を午後3時までに延長しております。なお、昼食に給食を提供するなどといったことは考えておりませんので、保護者の方にご負担いただくこととなります。

第6条から第8条までは、保護者、学校、教育委員会間で行う通級の手続きについて規定しております。

第9条は、センターを利用する児童生徒の学籍等について規定しております。在籍校に学籍等を置くこととしております。

第10条は、指導要録上の取扱いについて規定しております。通級した日については、指導要録上出席扱いとすることとしております。正式な通級となるまでのお試し期間であっても同様の取扱いとすることも規定しております。

第11条は、センター利用中に事故等が発生した場合も学校と同様に日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が適用されることを規定しております。

第12条、第13条は、管理を町教委が行うこと、指導員は、町の会計年度任用職員として配置することなどを規定しております。

第14条、15条では、在籍校、SSWや「みらい」などと連携して児童生徒の支援を行うことを規定しております。

第16条は附則として、この要綱に定めてあること以外に必要な事項が生じた場合には、教育長が別に定めることとしております。

説明については以上でございます。この件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

島埜内教育長

只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

黒木委員

よろしいでしょうか。午後3時まで延長するけれども、昼食の提供はないとなると保護者の負担が大きくなると思いますが、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

教育総務課長

はい。時間を午後まで延長するにあたり、事前に利用している児童生徒の保護者にアンケート調査を行っているのですが、ほとんどの方が昼食は家庭で負担するという

教育総務課長 ご意見でありました。時間が延長されることはとてもありがたいと言うお声もいただいております。将来的には、福祉課の方で立ち上げる「居場所づくり事業」の方とうまく連携できれば良いなど考えているところでございます。午前中に教育支援センターへ通級して、居場所づくり事業で設置される居場所で昼食を食べて午後はそこでいろいろな体験活動をするといったことや、午後勉強がしたいという人は、昼食だけ食べて、またセンターで勉強をするなどといったこともできるようになればと考えております。給食の提供ということは物理的に難しいため、現時点では町教委で提供することは考えておりません。

黒木委員 まあ、保護者との確認がとれているのであれば大丈夫ですね。

島埜内教育長 ほかに質疑はございませんでしょうか・・・。

ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第12号「高鍋町教育支援センター設置要綱の制定について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第12号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第10 議案第13号「通学区域外就学の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 (2件について教育総務課長説明)

島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第13号「通学区域外就学の承認について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。議案第13号は、原案どおり承認することに決定いたしました。続いて、日程第11 「通学区域外就学の専決処分についての報告」を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき報告)

島埜内教育長 以上で「通学区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。次に、日程第12「区域外就学に関する専決処分について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明報告)

島埜内教育長 以上で「区域外就学に関する専決処分について」の報告を終わります。次に、日程第13 「県立・私立中学校へ就学する児童について」の報告を議題といたします。事務局からの報告をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明報告)

最後に、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

島埜内教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。
委 員 なし。
島埜内教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては5月12日に開催するという事によろ
しいでしょうか。
委 員 はい。
島埜内教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程は5月12日に決定いたしました。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いた
します。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 4 年 5 月 12 日

高鍋町教育委員会 教育長

島埜内 遵

高鍋町教育委員会 教育委員

黒木知文

